

学術無線 LAN ローミング基盤サービス eduroam JP 実施要領

国立情報学研究所

平成 29 年 4 月 15 日

制定

1 概要

本実施要領は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（以下、「機構」という。）が実施する学術無線 LAN ローミング基盤サービス（以下、「本サービス」という。）における eduroam JP サービスの実施について、必要な事項を定めるものである。

なお、本サービスは、機構の研究機関である国立情報学研究所によって企画・管理・運営の全般が行われる。

2 用語

2.1 IdP (Identity Provider)

本サービスの利用者アカウントを発行する機関、または、機関のアカウントを管理し、他機関からの認証要求に応じて認証処理を行うサーバ。RADIUS IdP などのサーバが外部にホスティングされている場合は、特に断らない限り、ホストとなる機関・業者ではなく、アカウント発行に責任のある機関を指す。

2.2 SP (Service Provider)

大学やインターネット接続事業者など、本サービスに対応した無線基地局(アクセスポイント)を設置・運用し、サービスを提供する機関。

2.3 レルム (realm)

利用者の所属を識別するための符号。加入機関は原則として DNS ドメイン名にあわせたものをレルムの末尾として使用するものとする。(例:<大学名>.ac.jp, <サブドメイン>.<大学名>.ac.jp など)

3 実施要領

3.1 ローミング基盤の運用形式

本サービスでは GÉANT が開発・運用する eduroam の日本におけるローミング基盤を提供する。

本サービスで提供されるローミング基盤の名称を「eduroam JP」とする。

3.2 加入

加入の申請は機関の長が行うものとする。SINET 加入機関は、機関の長の公印を省略することができる。

申請様式と詳細な手続きについては、eduroam JP サイト内の「機関向け情報」に記載する。

3.3 eduroam JP 運用連絡会

本サービスに加入した機関は、運用を開始すると同時に運用連絡会の構成員となる。機構は、セキュリティインシデント(以下、「インシデント」という。)等が発生した場合、当該インシデント等に関する機関が相互に直接連絡をとれるようにするため、必要に応じて登録された連絡先を、当該インシデントに対応する機関に開示するものとする。

3.4 インシデント発生に対する責任

本サービスの利用において利用者がインシデントを発生させた場合、当該利用者とアカウントを発行した IdP のうち、いずれか一方あるいは双方のうち、瑕疵が認められる者が責任を負うものとする。

IdP は自己の責任の下で利用者を特定し、迅速な問題解決に努めるものとする。

3.5 インシデント発生への対応

IdP または SP が複数の機関に影響のあるインシデントの発生を知った場合は、直ちに機構に報告する。SP からインシデント発生の報告を受けた場合、機構は必要に応じてインシデントに関する IdP に連絡し、調査及び対応を求める。IdP は、これに誠意をもって協力するものとする。

3.6 利用者への対応

IdP は、本サービスに関する問い合わせを受け付ける窓口を設置し、自機関に所属する利用者に対し開示するものとする。

SP は、本サービスに関する自機関の運用状況並びにアクセス制限状況を利用者に伝える仕組みを整備し、自機関に所属する利用者及び他機関からの訪問者に対して開示すべきである。

3.7 変更

加入機関は、申請内容に変更が生じる場合、変更内容を申請するものとする。申請された変更内容については、機構からの承認通知をもって反映されるものとする。

3.8 脱退

本サービスを脱退しようとするものは、速やかに脱退を申請するものとする。脱退の申請は機関の長が行うものとする。SINET 加入機関は、機関の長の公印を省略することができる。

3.9 その他

IdP 及び SP の構築・運用に必要な事項は、技術基準及び運用基準として別に定めるものとする。